

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那 監 公 表 第 5 号  
令 和 5 年 1 月 4 日

那 覇 市 監 査 委 員	渡 口 勇 人
〃	宮 城 哲
〃	城 間 貞 亮
〃	奥 間 貞 亮

令 和 4 年 度 前 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て ( 公 表 )

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 199 条 第 1 項 及 び 第 4 項 に 基 づ き 実 施 し た  
令 和 4 年 度 前 期 定 期 監 査 の 結 果 を 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 表 す る 。

# 令和4年度前期定期監査報告書

## 第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

## 第3 監査の対象

### 1 対象範囲

令和3年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

### 2 対象部署

#### (1) 福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、ちゃーがんじゅう課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、保護第三課

#### (2) 健康部

国民健康保険課、保健総務課、健康増進課、地域保健課、生活衛生課

#### (3) こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課、子育て応援課

#### (4) 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、中央消防署、西消防署

## 第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第1財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

### 1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

### 2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

### 3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

#### 4 契約事務

- (1) 指名競争入札、随意契約による場合、その理由は適正か。
- (2) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。  
また、これらの内容は適正か
- (3) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

#### 5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

### 第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

### 第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和4年8月5日から令和4年12月2日まで

#### 2 主な日程

- (1)実施通知日：8月5日(金)
- (2)予備監査：9月27日(火)～9月30日(金)
- (3)監査委員監査：11月7日(月)、11月8日(火)
- (4)監査委員協議：11月24日(木)、25日(金)
  - ①監査の結果に関する報告協議
  - ②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定  
：12月2日(金)
    - ①監査の結果に関する報告の決定

#### 3 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

### 第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

## 1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

### (1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区分(*注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(*注2)				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
福祉部	-	-	4	-	4
福祉政策課	-	-	-	-	-
障がい福祉課	-	-	2	-	2
ちやーがんじゅう課	-	-	2	-	2
保護管理課					
保護第一課	-	-	-	-	-
保護第二課					
保護第三課					
健康部	-	2	18	-	20
国民健康保険課	-	2	2	-	4
保健総務課	-	-	3	-	3
健康増進課	-	-	5	-	5
地域保健課	-	-	8	-	8
生活衛生課	-	-	-	-	-
こどもみらい部	-	-	27	-	27
こども政策課	-	-	5	-	5
こどもみらい課	-	-	5	-	5
こども教育保育課	-	-	17	-	17
子育て応援課	-	-	-	-	-
消防局	-	-	2	-	2
総務課	-	-	-	-	-
予防課	-	-	-	-	-
警防課	-	-	1	-	1
救急課	-	-	1	-	1
指令情報課	-	-	-	-	-
中央消防署	-	-	-	-	-
西消防署	-	-	-	-	-
合計	-	2	51	-	53

(\*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め直すこと。
- (3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(\*注2) 内容別件数には、次頁(2)共通事項の指摘件数を含む。

### (2) 共通事項

## ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(サ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 老人福祉施設入所者負担金（ちゃーがんじゅう課）
- (イ) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）
- (ウ) 予防接種事故対策費県費負担金（健康増進課）
- (エ) 令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国補助金（翌年度地方繰越分）として（健康増進課）
- (オ) 令和3年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業助成金（健康増進課）
- (カ) 行政財産目的外使用料（こども政策課）
- (キ) 那覇市壺屋児童館使用料（こども政策課）
- (ク) 那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料（こども政策課）
- (ケ) 待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業補助金）  
(こどもみらい課)
- (コ) 土地賃料令和3年度（公私連携こども園）（こども教育保育課）
- (サ) 消防団加入促進支援事業（警防課）

## イ 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)～(ハ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア) 精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託  
(障がい福祉課)
- (イ) 那覇市保健所結核臨床検査業務委託（保健総務課）
- (ウ) 那覇市保健所感染症臨床検査業務委託（保健総務課）
- (エ) 健(検)診結果等の様式の標準化整備に伴う健康かるて改修業務委託（健康増進課）
- (オ) 健(検)診情報副本連携に伴う健康かるて改修作業委託

(健康増進課)

- (カ) 妊婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (キ) 乳児一般健康診査(個別健診)業務委託 (地域保健課)
- (ク) 乳児一般健康診査(個別健診)統計処理業務委託 (地域保健課)
- (ケ) 1歳6か月児健康診査統計業務委託 (地域保健課)
- (コ) 3歳児健康診査業務委託 (地域保健課)
- (カ) 乳幼児精密健康診査業務委託 (地域保健課)
- (シ) 産婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (ス) つどいの広場わくわく非常通報装置の保守点検委託  
(こども教育保育課)
- (セ) 献立栄養管理システム保守サービス委託契約  
(こども教育保育課)
- (ソ) 非常通報装置保守点検業務委託 (こども教育保育課)
- (タ) 大名こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (チ) 城北こども園外2園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ツ) 真嘉比こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (テ) 泊こども園外3園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ト) 与儀こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ナ) 真和志こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ニ) 天妃こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ヌ) 小祿南こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ネ) 旧大道保育所警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ノ) 令和3年度那覇市立認定こども園児童諸検査業務委託  
(こども教育保育課)
- (ハ) 救急救命士の病院実習に関する業務委託契約 (救急課)

### (3) 各部署の指摘事項等

#### 【福祉部】

#### ○ 障がい福祉課

#### ア 障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金債権の不納欠損処理にかかると時効の根拠法適用誤りについて(注意事項)

障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金の歳入に係る債権の不納欠損処理にあたって、地方税法第15条の7第4項を適用し時効消滅としている。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。

当該債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であり、消滅時効については地方自治法236条第1項の適用が適切であった。

債権管理にあたっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われ

たい。

## 【健康部】

### ○ 国民健康保険課

#### ア 予算の適正な執行及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて（是正事項）

国民健康保険事業特別会計における一般事務費の消耗品費については、支出負担行為額 2,115,772 円に対し、執行済額 2,036,154 円で 79,618 円の差が生じている。これは 1 件の消耗品の購入において、支出負担行為額を二重計上したことによるものである。

支出負担行為額の二重計上は、令和 2 年度前期定期監査において注意事項とされた。その措置として、「グループ長等は、月末及び出納整理期間中には『所属別事業別歳出執行状況表』『負担行為整理簿』等で処理状況をチェックし、支出負担行為額と執行済額に差が生じていないか確認します」と通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和 3 年度においても同様に不適正な事務処理があり、指摘事項等に対する措置が機能していない。

監査における指摘事項等を重く受け止め、予算の執行に当たって適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

#### イ 国民健康保険事業特別会計決算剰余金について（是正事項）

国民健康保険事業特別会計の令和 2 年度決算剰余金は 5,189 万 8,210 円で、令和 3 年度の繰越金として収入し、同額が令和 2 年度一般会計繰出金に対する精算額として支出されている。

地方財政法第 7 条第 1 項は、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と定められている。また、那覇市国民健康保険基金条例第 2 条は、「基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた剰余金の 2 分の 1 に相当する額以上とする」と定めている。しかし、令和 3 年度において当該決算剰余金については、関係法令に定められた処分が行われていない。

決算剰余金については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### ウ 歳入調定誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における督促手数料については、調定済額 734,811 円に対して収入済額 734,711 円で、収入未済額が 100 円となっている。当該収入未済額は、収入の調定にあたり、誤って調定したもので不適正な事務処理となっている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、当該歳入に係る法令等を調査し、適

正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### エ 振替命令誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における歳入の還付加算金については、調定済額 10,300 円に対して収入済額 8,200 円で、収入未済額が 2,100 円となっている。当該収入未済額については、令和 2 年度分（過年度）の保険料還付金の還付加算金で、現年度分特別徴収保険料から還付し、月次処理において歳出科目の還付加算金へ振替命令を行うべきであったが、誤って歳入科目の当該還付加算金に振替命令を行ったものである。

振替命令に当たっては、振替科目を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

### ○ 保健総務課

#### ア 業務委託契約について（注意事項）

「那覇市保健所結核臨床検査業務委託」及び「那覇市保健所感染症臨床検査業務委託」については、3 月 29 日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、5 月 10 日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第 25 条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き 7 日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

### ○ 地域保健課

#### ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）

育成医療事業、未熟児養育医療費事業及び小児慢性特定疾病医療費事業のそれぞれの事業における①公費負担医療受給者別一覧データ作成業務、②レセプト電子データ提供の合計 6 件の業務委託契約は、「履行期間満了の 1 ヶ月前までに双方から何らかの意思表示がないときは、履行期間を 1 年更新し、その後も同様とする」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成 25 年 6 月 1 日又は平成 26 年 4 月 1 日に、それぞれ当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第 214 条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることがあり得ることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。



## 【こどもみらい部】

### ○ こども政策課

#### ア 入札公告時と異なる条件での契約締結について（注意事項）

令和3年度那覇市保育士試験対策講座業務は、公告において条件を提示し制限付一般競争入札を実施したが、契約は公告と異なる条件で締結されていた。

地方自治法施行令第167条の6では、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札について必要な事項を公告しなければならないと、定められており、公告どおりの条件で契約締結すべきであった。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

#### イ 使用済みタクシーチケットの不適切な管理について（注意事項）

壺屋児童館管理運営費では、職員が4月1日から4月24日までに使用した13枚の使用済みタクシーチケット（発行者用）を紛失し、タクシー協会が保管するチケット（乗務員用）により使用状況を確認し、支払いが行われていた。

那覇市会計規則第45条第1項第4号では、支出命令書を発行する際には「支出に必要な書類が整備されていること」と定められている。

使用済みタクシーチケット（発行者用）は、支出に必要な書類であることから適切な管理を行われない。

### ○ こどもみらい課

#### ア 歳入調定における調査の不備について（注意事項）

こども園一時預かり保育料に関する調定は、実績報告書等を確認することなく、未調定一覧の確認のみで手続きが行われていた。

那覇市会計規則第20条第1項及び地方自治法施行令第154条第1項では、歳入の調定は、納入すべき金額や納入義務者等を誤っていないかを調査しなければならないとされている。

歳入の調定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な調査を行われない。

#### イ 同一事業の契約における要綱の適用について（注意事項）

病児保育事業では、内閣府の子ども・子育て支援交付金交付要綱を適用し、4事業者に業務委託が行われているが、業務委託契約の委託料について、3事業者は令和3年4月1日改正の要綱を適用しているのに対し、1事業者は改正前の要綱を適用していた。

契約の締結に当たっては、適切な要綱により行われない。

#### ウ 口頭による協議について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）は、業務委託契約書の第2条第2項第5号において「利用定員は、原則として6人とする」と定められている。しかし、受託事業者から、職員確保ができていないことから利用定員を3人として事業開始を行いたい旨の文書による協議があり、当該課は口頭により変更を認める回答を行っていた。

契約に定めのない事項及び疑義が生じて協議を行う場合には、口頭での協議では、両者の認識の相違によりトラブルが生じかねないことから、協議の際には、書面により適切に行われたい。

#### エ 収支報告書の作成について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）においては、業務委託完了時の収支報告が、他事業を含めた報告となっていた。

当該事業の業務委託契約書第4条第3項第2号では「委託業務以外の他の業務にかかる経理と区分し、適正かつ明確に経理しなければならない」と定められているが、適正な経理の区分がなされていなかった。

事業の実施に当たっては、契約書に定められた事項を遵守し、適正に行われたい。

### ○ こども教育保育課

#### ア 予定価格を超える支出について（注意事項）

令和3年度那覇市立認定こども園児童内科健診業務委託及び同歯科健診業務委託では、予定価格を総額で定めたものの、契約は単価で定められていた。結果、予定価格を超える支出がなされていた。

那覇市契約規則第10条第1項のただし書きでは、「単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、また、同条第2項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と定められている。

当該委託契約は数量により支出額が確定されることから予定価格は総額ではなく単価で設定する必要があった。

予定価格の設定に当たっては、契約の目的等を考慮し適切に定められたい。

#### イ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

那覇市立保育所給食調理業務委託（平成28年度契約）、那覇市立天久みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）及び那覇市立樋川みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）では、予定価格が設定されていなかった。

3業務委託とも、プロポーザル方式による随意契約となっているが、那覇市契約規則第22条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

契約手続きに当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行われたい。

## ウ 業務委託契約について（注意事項）

真嘉比こども園外1園警備業務委託については、令和3年3月23日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、令和3年5月12日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第25条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き7日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## 2 その他

### (1) 「追認条項」を設ける契約について

1 指摘事項(2)共通事項「イ 契約期間を遡及させる契約について」で指摘した(ア)～(ハ)以外にも、追認条項を設けている契約が少なからずあった。上記(ア)～(ハ)以外の事例は、追認条項を設けるやむを得ない理由があると認めることができるものであったが、どのような場合に追認条項を設けることがやむを得ない理由があると認められるのか基準等が明らかでないことも、上記の(ア)～(ハ)のように安易に追認条項を設ける事例が散見される要因の一つになっていると思われる。

安易に追認条項を設ける事例が生じないように、関係部署において適切な措置を講ずる必要があると思料される。